

契 約 書 (案)

1 事 業 名

第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) 及び第 5 回アジアパラ競技大会における都市オペレーション運営計画策定業務

2 事 業 内 容 別添「仕様書」のとおり

3 契 約 金 額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 (適用する税率が 8 % の場合は 108 分の 8) を乗じて得た額である。

4 契 約 期 間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日 (金) まで

5 契 約 保 証 金

愛知県財務規則 (昭和39年愛知県規則第10号) 第 129 条の 2 及び名古屋市契約規則 (昭和39年名古屋市規則第17号) 第30条の規定により契約金額の 100 分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 及び名古屋市契約規則第31条に該当する場合は、全額免除とする。

6 その他特約事項

情報取扱注意項目 (別紙 1) 及び障害者差別解消に関する特記仕様書 (別紙 2) のとおり

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間において、上記の委託について別添条項により契約を締結する。
この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会
代表 愛知県知事 大村 秀章

乙 住所 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条及び名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第69条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第2条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第7条 甲は、乙から成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第8条 成果物の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転し、同時にその成果物は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、契約を履行するにあたっての乙の実施体制、及び成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 乙が、成果物納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、成果物完納後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約書に記載の事項に違反したとき。
 - (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
 - (3) 甲の行う物件の検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
 - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
 - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
 - (7) 乙が、契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定した

とき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則及び名古屋市契約規則の準用)

第17条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則及び名古屋市契約規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第18条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第19条 この契約書、愛知県財務規則及び名古屋市契約規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「丙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 丙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）、愛知県情報セキュリティポリシー、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、その他情報保護に係る関係法令及び規定等を遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 丙は、本件業務に関して知り得た愛知県（以下「甲」という。）及び名古屋市（以下「乙」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき県民・市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲乙に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第4 丙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報及び愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条各号本文に規定する不開示情報をいう。以下同じ。）を収集し、又は利用するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集し、又は利用しなければならない。

2 丙は、本件業務を遂行するにあたり、機密情報が記載された資料等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 丙は、本件業務を履行するに当たり、機密情報を取り扱う者（丙の組織内にあつて直接又は間接に丙の指揮監督を受けて丙の業務に従事している者をいう。）を明確にし、甲乙が必要と認める場合については、書面により甲乙にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

4 丙は、本件業務を遂行するにあたり、機密情報が記載された資料等を取り扱う場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲乙の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

5 丙は、本件業務を履行するに当たり、機密情報を取り扱う者に対して、在職中及び退職後においても本件業務に関して知ることのできた機密情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の機密情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 丙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知

らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。
（再委託の禁止又は制限等）

第6 丙は、甲乙の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

- 2 丙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において丙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。丙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 丙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者から、さらに他の第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であつて、甲乙が認めたときはこの限りではない。その場合、再々委託先に対し、丙は前項と同様の責務を負うものとする。

（複写及び複製の禁止）

第7 丙は、甲乙から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲乙の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。なお、複製した場合においても、丙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

（情報の返却及び処分）

第8 丙は、取得情報が記録された資料のうち甲乙から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲乙に返却しなければならない。ただし、甲乙の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 丙が、甲乙から提供を受けた資料や情報資産について、甲乙の承認を得て再委託先の事業者を提供した場合は、丙は、甲乙の指示により回収するものとする。第6第3項の規定により、再々委託を行った場合も同様とする。
- 3 丙は、第1項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実に速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲乙の承認を得た場合はこの限りではない。
- 4 個人情報が含まれる場合、丙は、甲乙の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲乙に証明書等により報告するものとする。

（情報の授受）

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲乙の指名する職員と丙の指名する者との間において行うものとする。

（報告等）

第10 丙は、甲乙が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲乙が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。なお、丙は、甲乙から改善を指示された場合にはその指示に従わなければならない。

- 2 丙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲乙に報告し、甲乙の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 丙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例、愛知県情報セキュリティポリシー、番号法、その他情報保護に係る関係法令及び規定等を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育及び監督を行わなければならない。

2 丙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 丙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲乙は、丙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、県民・市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第13 丙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲乙の管理するネットワークに丙の情報機器を接続し、又は甲乙の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲乙の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 丙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 丙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲乙の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲乙の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 丙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲乙は、丙が前4項の規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、丙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲乙はその責任を負わない。

(情報セキュリティの確保)

第14 甲乙は、本契約に係る丙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、甲乙における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、丙はこれに従わなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

第1 本件業務の受託者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年愛知県訓令第6号。以下「愛知県対応要領」という。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「名古屋市対応要領」という。）、に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、愛知県対応要領及び名古屋市対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

第2 前条に定めるもののほか、丙は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。